

大田原市補助金等の交付に関する規則（昭和51年5月1日規則第11号）

最終改正:令和6年3月29日規則第6号

改正内容:令和6年3月29日規則第6号 [令和6年4月1日]

○大田原市補助金等の交付に関する規則

昭和51年5月1日規則第11号

改正

昭和57年4月1日規則第11号
昭和59年3月26日規則第1号
平成17年9月30日規則第27号
令和3年9月30日規則第37号
令和6年3月29日規則第6号

大田原市補助金等の交付に関する規則

大田原市補助金の交付に関する規則（昭和40年規則第20号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、法令、条例その他規則に定めがあるもののほか、補助金等の交付申請、決定、使用等に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的とする。

（関係者の責務）

第1条の2 市長は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が市民の福祉の増進その他公益に資し、公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

2 補助金の交付を受ける者は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うよう努めなければならない。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）補助金等 市が交付する補助金、交付金、利子補給、事業共催の場合の負担金その他市長が指定する相当の反対給付を受けない給付金をいう。

（2）補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

（交付対象）

第3条 補助金等は、市長が公益上必要と認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内においてその執行に必要な経費の全部又は一部について交付する。ただし、次に掲げる者を対象としないことができる。

（1）市税その他本市に納付すべき徴収金を納付していない者

（2）大田原市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1号及び第4号に該当する者

（3）前2号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

（交付申請）

第4条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書

（2）収支予算書（様式第2号）又はこれに代わる書類（物品の購入にあつては、見積書）

（3）工事の実施にあつては、実施設計書及び関係図面

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長がその必要がないと認めるときは、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の交付申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、当該申請に係る補助金等の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかにその決定の内容を補助金等交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。

（交付条件）

第6条 市長は、前条の補助金等の交付決定をする場合においては、補助金等の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 補助金等の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第5条第2項による通知を受領した場合においては、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知受領の日から10日を経過する日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付決定はなかつたものとみなす。

（計画変更等の承認）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく事業計画変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業等に要する予算の変更をしようとするとき。

- (2) 補助事業等の内容の変更をしようとするとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかにその原因及びこれに対する措置を報告し、市長の指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請又は前項の報告があったときは、補助金等の交付決定を変更し、又は取り消すことができる。
- 4 市長は、前項の規定により補助金等の交付決定を変更し、又は取り消したときは、補助金等変更交付決定(取消)通知書(様式第5号)により補助事業者に通知しなければならない。
- (事情変更による決定の取消し等)
- 第9条 市長は、補助金等の交付決定後、天災地変その他補助事業者の責めに帰さない事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき又は遂行できなくなったときは、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分を除き、補助金等の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付決定を変更し、又は取り消したときは、補助金等変更交付決定(取消)通知書(様式第5号)により補助事業者に通知しなければならない。
- (実績報告)
- 第10条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、速やかに当該補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長の指定する補助事業等については、この限りでない。
- (1) 収支決算書(様式第7号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (額の確定)
- 第11条 市長は、前条の補助事業等実績報告書の提出があったときは、当該報告書に係る書類を審査し、及び必要に応じ現地調査により補助金等の額を確定し、補助事業者に補助金等の額の確定通知書(様式第8号)により通知しなければならない。
- (交付請求)
- 第12条 補助金等は、補助事業者が当該補助事業等を完了した後において交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長の指定する補助事業等については、市長が別に定める請求書によることができる。
- (1) 補助金等交付決定通知書又は補助金等の額の確定通知書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付決定の取消し)
- 第13条 市長は、補助事業等について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 第16条の規定に違反したとき。
- (4) 補助事業等に関し、補助金等の交付決定に付した条件に違反したとき又は指示事項に従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付決定を取り消したときは、補助金等変更交付決定(取消)通知書(様式第5号)により補助事業者に通知しなければならない。
- (補助金等の返還)
- 第14条 第8条第3項及び前条の規定により補助金等の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。
- (加算金及び延滞金)
- 第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、市が指定した期限までにこれを納付しなかったときは、納期の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- (財産処分の制限)
- 第16条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。
- (帳簿の備付等)
- 第17条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助金等の額の確定後5年間保管しておかなければならない。
- (調査)
- 第18条 市長は、補助金等に係る予算執行の適正を期するため必要があるときは、いつでも職員をして補助事業者に対し、当該事務又は事業に係る帳簿、書類その他の物件の調査を行わせることができる。
- (委任)
- 第19条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和51年度分の補助金等から適用する。
- (経過措置)
- 2 昭和50年度分までの補助金については、なお従前の例による。

(湯津上村及び黒羽町の編入に伴う経過措置)

- 3 湯津上村及び黒羽町の編入の日前に、湯津上村補助金等交付規則(昭和42年湯津上村規則第6号)又は黒羽町補助金等の交付に関する規則(平成2年黒羽町規則第6号)の規定によりなされた補助金等の交付にかかる処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和57年4月1日規則第11号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月26日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月30日規則第27号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日規則第37号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第6号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。
